

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

立科町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

立科町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、以下の事務を実施する。 ・住民からの児童手当認定請求書等の届出により、18歳年度末までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得情報の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 ・児童手当現況届により、所得要件等を確認し、継続認定の可否を確認する。 ・公金受取口座情報の利用 支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、情報照会を行い、当該口座情報を取得する。 ・窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により申請、届出等を受領する。また、郵送等での通知、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル・児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第81項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	立科町 企画課 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532 0267-88-8403

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

立科町 町民課
長野県北佐久郡立科町大字芦田2532
0267-88-8405

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月9日	I－1－③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年3月9日	I－5－②所属長	町民課長 青井義和	町民課長	事後	
平成29年3月9日	I－7請求先	立科町 総合政策課	立科町 企画課	事後	
令和1年6月28日	I－7請求先	0267-56-2311	0267-88-8403	事後	
令和1年6月28日	I－8連絡先	0267-56-2311	0267-88-8404	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		「IVリスク対策」全文	事前	
令和7年8月18日	評価書名	児童手当、特例給付の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	法改正あり
令和7年8月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	児童手当、特例給付の支給に関する事務に	児童手当の支給に関する事務	事後	法改正あり
令和7年8月18日	I－1－①事務の名称	児童手当、特例給付の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	法改正あり
令和7年8月18日	I－1－②事務の概要	児童手当法に基づき、以下の事務を実施する。住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。	児童手当法に基づき、以下の事務を実施する。 ・住民からの児童手当認定請求書等の届出により、18歳年度末までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得情報の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 ・児童手当現況届により、所得要件等を確認し、継続認定の可否を確認する。 ・公金受取口座情報の利用 支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、情報照会を行い、当該口座情報を取得する。 ・窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により申請、届出等を受領する。また、郵送等での通知、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事後	法改正あり
令和7年8月18日	I－3法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた	番号法第9条第1項 別表の第81項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	I－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (26,30,87項) (別表第二における情報照会の根拠):(74,75 項)	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の 提供に関する命令第2条の表 106、107の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の 提供に関する命令第2条の表 42、125、141、161の項	事後	
令和7年8月18日	II－1いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和6年9月30日時点	事後	
令和7年8月18日	II－2いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和6年9月30日時点	事後	
令和7年8月18日	IV-8-判断の根拠	記載なし	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のでなく、申請者からマイナンバーの提供を受 け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正 性確認を行っている。	事後	
令和7年8月18日	IV-11-判断の根拠	記載なし	基幹業務システムへのアクセスは生体認証と パスワード認証により制限され、担当業務を越 えた操作や業務に必要な範囲の閲覧はでき ない。	事後	